

# 子メーターをご使用の[家主、マンション管理組合、貸しビルオーナー]の皆様へ

## 子メーターにも有効期限があるの？！

検定を受けていないメーターや、有効期限を経過したメーターは使用することができないんだよ（計量法第16条）。



## 有効期限が切れているメーターを使用するとどうなるの？

未検定あるいは有効期限切れの子メーターを使用すると、計量法によって罰則（計量法172条）を科せられることがあるんだよ。

検定を受けた子メーターには証印と有効期限が表示してあります。確認しましょう！！

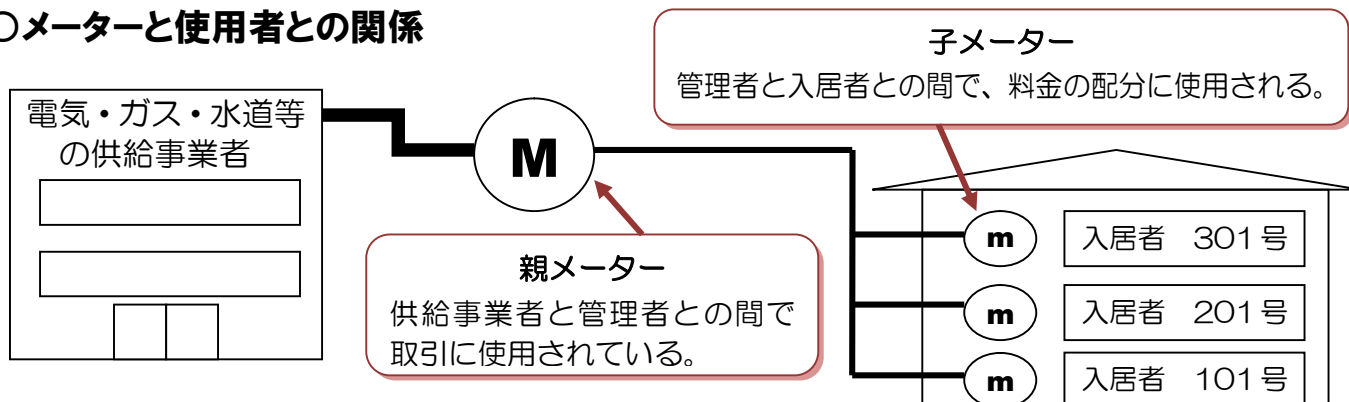
## ○子メーターの種類と期限は

計量器の種類	有効期限
電気メーター ※1	10年
水道メーター	8年
ガスメーター（都市ガス・プロパン）※2	10年

※1 定格電圧が300Vを超える電気メーターは5年、300V以下でも変流器と共に使用されるものや定格電流が20A又は60Aのものは7年です。

※2 使用最大流量が1時間あたり16立方メートルを超える大型ガスメーターは7年です。

## ○メーターと使用者との関係



## ○有効期間が切れている場合

- ・親メーターについては各供給事業者へ連絡して早急に交換するよう依頼してください。
- ・子メーターについては取扱い業者へ連絡して早急に交換してください。（費用は自己負担です）

## ○問い合わせ先

- 電気メーターの検定について：日本電気計器検定所（北海道支社 電話 011-668-2437）
- ガスおよび水道メーターの検定について：北海道計量検定所（電話 011-572-1771）
- 計量法について：札幌市計量検査所（電話 011-846-6681）